

第 1 1 回

富里市農業委員会議事録

令和元年 1 1 月 6 日（水）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第11回）

日 時 令和元年11月6日（水）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 4 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
 - 5 追加報告第1 農地法第5条の規定による許可申請の取下願

農業委員

出席（8名）

1番	篠原美恵子	2番	相川克義
3番	細野明	5番	森田孝子
6番	篠原茂美	7番	伊井義則

欠席（2名）

4番	藤崎芳久	8番	綿貫文雄
----	------	----	------

◎開 会

議 長 これより令和元年第11回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、8名中6名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時28分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名いたします。

森田孝子君、篠原茂美君、以上の諸君をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、
1を議題とします。

しばらく休憩します。

(午後 1時29分)

議 長 それでは、再開いたします。

(午後 1時35分)

議 長 伊井委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 議案第1号 農地法第3条の規定による申請について、所有権移転1について報告
します。

本件は、令和元年第10回総会の議案第4号によるあっせん事業です。

土地の表示及び権利者、義務者は、議案のとおりです。

10月21日にあっせん委員会を開催し、権利者・義務者とも本人が出席しました。

あっせん委員として、相川委員と私、伊井が委員会に出席しました。

義務者の売渡し理由は離農です。

権利者の買受理由は、規模拡大です。権利者の営農状況その他について確認したところ、
農地法3条の許可要件をクリアしていることを確認しました。

権利者の家族構成は2人で、2人とも農業専従です。耕作面積は、畑が144アール、田86アールです。農機具は一式完備しています。作付け予定作物は、水稲です。

双方の希望額が一致したため、総額60万円の売買でスムーズにあっせん成立となりました。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまのご説明について意見等はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

篠原美恵子委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

篠原美恵子委員。

篠原(美)委員 農地法第3条、所有権移転2について現地調査及び聞き取り調査の結果をご報告いたします。

担当は、相川委員、篠原茂美委員、そして私、篠原です。

申請概要は、議案のとおりです。

審査会当日は、権利者株式会社[]の[]さんご本人が出席され、義務者[]さんは委任状を提出されておりました。

権利者[]についてですが、[]にあり、平成26年設立で設立時の株式数は100株、発起人は[]さん、[]さん、[]さんと[]の4者です。

農地所有適格法人、形態要件、事業要件も適当であり、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件も適当と思われます。

申請地は、成田に向かって中木戸バス停前を右折し、250m程進んだ右側にある畑4筆5,130㎡、周辺には住宅地が広がっており、将来市街化が見込まれることが考えられ、売買価格は10a当たり680万円です。

申請理由は、権利者は経営規模の拡大、義務差は経営規模の縮小です。

権利者はこれまでも農地を借りて甘草を作っており、義務者より買ってほしいとの依頼があったこともあり今回の申請となったそうです。

カンゾウとは、甘い草と書き薬草で根がごぼうのような形をして、それを干してグリチルリチン酸を抽出してジカリウムを摂るそうです。

進入路も確保されており、隣接地との境界も確定しています。

第3者の権利等ありません。

保有器具はトラクター1台、トラック1台、管理機1台です。

労働力は構成員3名、従農3名、専業3名です。

住所地から申請地までは14.4キロほどで、車で29分ぐらいだそうです。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号、2号及び追加報告第1号

議 長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号、2号及び追加報告第1号について事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告します。

次第の3ページに1件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出についてご報告します。

次第の4ページに農地法第5条第1項第6号の規定による届出が1件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

次に、追加報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願についてご報告します。

本日配布しました追加報告第1号をご覧ください。

4件ございます。内容につきましては記載のとおりです。

本案件は、令和元年第10回農業委員会総会において、不許可相当と決定したところですが、権利者の都合により、令和元年10月31日付けで取下願が提出されましたので、11月1日付けで事務局長専決により書類を受理いたしました。

以上です。

議長 ただいまの報告第1号、第2号及び追加報告第1号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等ないようなので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議長 以上をもって本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会といたします。

(午後 1時43分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員